

件名	愛媛県消防賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課
根拠法令等	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 18 年 9 月 26 日公布・施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う引用条項等の規定の整備</p> <p>1 障害者賞じゅつ金は、消防吏員又は消防団員が障害の状態（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「政令」という。）別表第 3 に定める 1 級から 8 級までの等級に該当する障害の状態をいう。）となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">第 6 条第 2 項に規定する第 1 級から第 8 級までの障害等級</p> <p>2 別表第 2 の表中の規定整備</p> <p>(1) 障害の等級            障害等級</p> <p>(2) 1 級～ 8 級            第 1 級～ 第 8 級</p> <p>3 障害の等級は、政令別表第 3 に定める障害の等級による。</p> <p style="margin-left: 40px;">障害等級                    第 6 条第 2 項に規定する障害等級</p> <p>4 障害の等級及び金額の決定については、政令第 6 条第 2 項から第 6 項（同条第 3 項第 1 号を除く。）までの規定の例による。</p> <p style="margin-left: 40px;">▼</p> <p style="margin-left: 40px;">障害等級                    第 6 条第 5 項から第 8 項まで（第 6 項第 1 号を除く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 18 年総務省令第 110 号）第 3 条第 2 項</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	
施行	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p><b>賞じゅつ金</b> 賞じゅつ金は、消防吏員又は消防団員が、災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、又は障害の状態となつた場合において、その行為に功労があると認められるときに当該消防吏員若しくは消防団員又はこれらの遺族に授与される。</p> <p><b>賞じゅつ金の種類</b> 殉職者特別賞じゅつ金（3,000 万円）、殉職者賞じゅつ金（490～2,520 万円）、障害者賞じゅつ金（190 万円～2,060 万円）</p> <p><b>賞じゅつ金授与状況</b> 事例なし</p> <p><b>他県の状況</b> 全都道府県に同様の制度あり。このうち、12 県が条例を制定（青森、秋田、埼玉、山梨、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、愛媛、熊本）</p> <p><b>国の状況</b> 市町村の消防吏員又は消防団員に対する賞じゅつ金授与制度は、国においては、消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示第 1 号）に定められており、同告示は、平成 18 年 10 月 6 日公布・施行されている。</p>	